

評価(ABCD)

科 目 名	区 分	学籍番号(在学時)	氏 名
憲法			

C -

第1 事件系列 ~~→~~ 第2卷 (二) 以下

[illegible]

X側の主張を答える
問題です。
私見は聞かれています。
誤解を招くので不適
切な書きぶりです。

(1) 文書が不明確な場合とはその刑罰に及ぶべきか否かを争うべき結果を発生させる方法があるか否かを争う刑罰法規定がある場合とは刑罰法における明確性の原則が超えて31年1に及ぶ可能性がある。

この配点は大きい
はず。
→もう少し手厚く
論ずるべき

もしも、一般人がその義務を認めずる場合には
義務の結果を生じないことは、 α と β の条件に反する。
 $L = p \wedge q \Rightarrow$ 一般人がその文意から、規則の内容を正しとし
なければならぬ。この場合では α と β の条件に
は反する。

[illegible]

反論にあたる部分は、
本件条例の制定の
背景事情を丁寧に
汲みとれており、
説得的な論述です。

[illegible][illegible]

再反論部分も、T市が抱える事情を基に一般論として想定される内容を展開しており、説得的です。

現地で、4月 外国人の労働に依るものとしてあり、
 4月 労働に大資本の土地の所有が差別
 4月 労働に依るものとしてあり、外国人の

ページ

裏面へ

X側の主張として
本件条例が内容面でも
表現の自由の制約に
あたることについても
主張すべきでは？

➤適用（処分）違憲の主張として展開すべき内容でしょうか？
法令違憲の場面で展開しておくべき内容が多く含まれているように見受けられます。

⇒ 適用違憲の審査は「処分」が対象
具体的に処分がなされていない点は法令違憲の審査の対象として設定すべきでは？

2ページ

※このページは解答用紙の裏面です。解答は表面から書き始めてください。

評価(ABCD)

評価(ABCD)

裏面へ

何故？

